

アーカイブ、ライセンシング、権利処理： クリエイティブ・コモンズの設計と実務面か らの示唆

渡辺智暁(クリエイティブ・コモンズ・ジャパン)

京都大学図書館機構講演会

「デジタル化資料の公開にかかわる権利処理を学ぶ

-基礎知識から実践まで-

2015.12.3. 於：京都大学附属図書館

自己紹介

- 情報通信政策と情報社会論、各種ボランティア活動
- ・ウィキペディア日本語版
 - ・コモンズフィアとクリエイティブ・コモンズ・ジャパン
 - ・情報通信政策における参加、オープン化（中立性、地域住民参加、マルチステークホルダー参加、共同規制）
 - ・オープンデータ、オープン・ナレッジ・ファウンデーション・ジャパン
 - ・オープン教育
 - ・IoTやFabLab、メイカームーブメントにおけるオープン化

関心

- ICTのおかげで、技術的には、人が参加・連携するコストは下がっている。
 - ならば社会の様々な局面で、これまではコストが高すぎて実現しなかった参加やコラボレーションが起こるのではないか？
- そこから得られる便益があるのでは？

情報資源を自由な再利用のために提供
→それを様々な利活用 というのもその一形態。

本日の話題

1. アーカイブの意義と著作権制度
2. ライセンス等の種類について
(CCとEuropeanaからの示唆)
3. Search and Discovery 問題
(Open Educational Resourcesからの示唆)
4. 第三者権利問題の困難
(Open Dataからの示唆)
5. CCライセンス活用にあたってのTip
(CCJPへのお問合せからの示唆)

本日の話題

1. アーカイブの意義と著作権制度
2. ライセンス等の種類について
(CCとEuropeanaからの示唆)
3. Search and Discovery 問題
(Open Educational Resourcesからの示唆)
4. 第三者権利問題の困難
(Open Dataからの示唆)
5. CCライセンス活用にあたってのTip
(CCJPへのお問合せからの示唆)

情報資源の価値は増している

- ・鑑賞者にとっての価値

閲覧が手軽になっている

付帯情報の入手も容易に

- ・再利用者にとっての価値

素材としてより活用しやすい

表現の場、表現に関わる人も多い

著作権制度は課題も多い

- 膨大な数の著作物は著作者・権利者が不明
- TPP批准となれば保護期間は死後70年に延長し、その傾向に拍車
- 権利者不明の著作物は活用に手間がかかる制度

→ デジタル・アーカイブは、この法環境下で、情報資源確保の重要な役割を担う存在

教育との関連

著作権法上の制約により、ネット・デジタル技術の活用に大きな制約

・個別に許諾をとらずに利用できるのは、・・・

非営利の教育機関→塾や自主勉強会、学会はNG

授業の過程で使用する→サークル活動はNG

授業を同時に遠隔で受ける者へのネット送信

→授業のアーカイブ化や一般公開はNG

履修者のみへの公開もおそらくNG

研究授業、面接時の模擬授業、授業参観、

インターゼミなどの交流相手への提供もグレー～黒か

※おそらくキャンパスの実態とも乖離している。

著作権法の条文

第35条

学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第35条の2

公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

※権利者団体によるガイドライン

http://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/act_article35_guideline.pdf

参考：どれだけ見つからないか

権利者が見つからないとしてaRmaのサイトで
公表されているもののごく一部

掲載日2011年7月

NHK連続テレビ小説おしん 89名分

掲載日2014年5月から15年3月まで

相棒（season5まで） 40名分

<http://www.arma.or.jp/missing-person/>

権利者が見つからなかった率

- 国立国会図書館 明治期の図書の著作者 71%(没年も不明)
- 大英図書館 権利存続中と思われる図書 43%
- 米国議会図書館 学術書 50%
- 日本脚本アーカイブス(脚本家・放送作家)50%

参考:

福井 健策 「そろそろ本気で「孤児作品」問題を考えよう(福井弁護士のネット著作権ここがポイント)」Internet Watch (2013/3/12)

http://internet.watch.impress.co.jp/docs/special/fukui/20130312_591351.html

野口祐子「いわゆる「孤児著作物」の問題について」、および別紙(知的財産戦略本部 コンテンツ強化専門調査会 第2回会合提出資料 2013年1月17日)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/contents_kyouka/2013/dai2/siryoku4.pdf

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/contents_kyouka/2013/dai2/siryoku4-1.pdf

福井健策「誰のための著作権か (Voyager Speaking Sessions 第1回)」DotPlace

<http://dotplace.jp/archives/13121>

権利者不明の作品の行方

- ・フィルムのように劣化が起きている物
大半は死蔵・破損・忘却か
- ・著作権さえ処理されれば複製保存や利用ができる物の一部は、一定の手続きの後、利用可能。

利用件数:

2014年:41件

それ以前:34件、29件、...

(これでも一時期よりは伸びた)

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/results.html

手続き

- ・年鑑・人名録・検索サイトなどで権利者を探す
- ・関連団体のサイトで7日間以上広告を掲載(8100円)
- ・文化庁長官の裁定を受ける(申請時から利用可能)
- ・供託金を納める

詳細:

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/pdf/saiteinotebiki.pdf

図書館関係者による裁定までの実務報告が以下にある。

※現在よりも煩雑な改正前の法によるものである点に注意。

菅原 光, 高橋 菜奈子(2011)「文化庁長官の裁定による著作物の利用実践
報告：著作権法第67条から第70条の適用による電子化資料の公開」
『学図書館研究』v.93 pp.27-35.

<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/handle/10086/23197>

本日の話題

1. アーカイブの意義と著作権制度
2. ライセンス等の種類について
(CCとEuropeanaからの示唆)
3. Search and Discovery 問題
(Open Educational Resourcesからの示唆)
4. 第三者権利問題の困難
(Open Dataからの示唆)
5. CCライセンス活用にあたってのTip
(CCJPへのお問合せからの示唆)

著作権制度とCC

著作権制度の原則

他人の著作物を無断で利用してはいけない

CCライセンスの原則

誰でもこの著作物を一定の条件の下で利用してよい。

※利用できる範囲にはバリエーションがある

不自由な制度→自由な圏域の確立ツール

CCライセンスは、取引コストの縮減

権利者を探さなくてよい

権利者と交渉しなくてよい

ライセンスを読めば、許諾内容がわかる

URLを見れば、同じライセンスかわかる

名前を見れば、同じライセンスかわかる

要点ページを見れば、概要がわかる

アイコンを見ただけで、概要がわかる

→コンテンツの流通・再利用コストを下げる

CCライセンスの種類

許諾の範囲や、守るべき条件などが異なる6つの基本種類

1) CC BY

2) CC BY-NC

3) CC BY-ND

4) CC BY-SA

5) CC BY-NC-ND

6) CC BY-NC-SA

以下の4つの要素の組み合わせになっている。

BY... 著作者へのクレジットなどを表示することが利用の条件

NC... 営利目的の利用はNG

ND... 翻案などを伴う利用はNG

SA... 翻案などを作成して、公表などをする場合は、その翻案物も、他人が翻案してよいようにすることが、利用の条件

※おおよそその特徴で実際は細則などもあるので本文参照の事

何故6種類なのか？

1種類だったら・・・クリエイターが使わない。

「自分が納得できるライセンスがない」

100種類だったら・・・利用者が使わない。

「多過ぎて理解するのが大変すぎる」

※クリエイターも、選ぶのが大変すぎるかも。

アーカイブの問題

- アーカイブの利用者は誰か？
閲覧者／研究者／再利用者
- 後者が重要なら、ライセンスが多いのはまずい。

Europeanaの問題

Europeana:

著作権切れの作品をはじめとする、
3000万点を超える文化遺産のアーカイブ

※アーカイブ群の統合ポータル、メタデータカタログ

- ・著作権に関する情報を伝えるラベルが、1000種類を超える
 - 類義を異なる説明をしているものも多い
 - 資源の再利用者にとっての利便性に限界
- ・現在標準化・整理の検討中

OER: Open Educational Resources

- ・誰でも使える教材
 - ・MITのOpen CourseWareが特に著名。
 - ・京大でも実施している。
 - ・国際的には日本はOERの実践に関与している機関が多い国
-
- ・自習者、履修を検討している学生、受験生、など教育を受ける側にも効果が大い。
 - ・他の教師も自由に使える？ > 著作権法ではなく、コストが障害になっている。

本日の話題

1. アーカイブの意義と著作権制度
2. ライセンス等の種類について
(CCとEuropeanaからの示唆)
- 3. Search and Discovery 問題**
(Open Educational Resourcesからの示唆)
4. 第三者権利問題の困難
(Open Dataからの示唆)
5. CCライセンス活用にあたってのTip
(CCJPへのお問合せからの示唆)

使いたいリソースをどう見つけるか？

- ・取引コストが低くても、探索コストが高ければ、再利用は起こりにくい→OER領域での悩み

レポジトリ

タグづけ

メタデータ付与

レポジトリ横断検索

各種高度検索

見つけたリソースは使いやすいか？

- 使いやすいフォーマットで提供
(OSS分野: ソースコード提供)
(OD分野: 機械判読性、オープンフォーマット、LOD)
- 特定の文脈に依存しないコンテンツを提供
(OERでは、原理的に困難との指摘(Wiley's paradox)もある)

加工コストが高ければ、結局利用者は断念することもある。(特にすそ野が広がらない)

対策案

- 連携
- 標準化（時間がかかる）
- 利用者コミュニティとの連携
（未来の利用者は考慮が難しいかも）
- 外部からのメタデータ付与を受け入れ
（FlickrのCommons）
- 利用者側に、解決のインセンティブを持つ者が存在する場合もある
（UKの法令オープンデータ）

第三者権利が含まれている場合...

- ・ライセンスできないわけではない
ライセンスが適用されるのは、自分が持っている権利のみ。
- ・ライセンスするべきではない
全ての権利者の権利を処理するべき。
(そうでないと、実質的には使えない)

本日の話題

1. アーカイブの意義と著作権制度
2. ライセンス等の種類について
(CCとEuropeanaからの示唆)
3. Search and Discovery 問題
(Open Educational Resourcesからの示唆)
- 4. 第三者権利問題の困難**
(Open Dataからの示唆)
5. CCライセンス活用にあたってのTip
(CCJPへのお問合せからの示唆)

第三者権利の有無が不明...

- そもそも著作物なのかどうかははっきりしない(ことがある)データ
- どういう合意がとりかわされているか不明(譲渡されているのか?)

-
- そもそもどこに第三者の関与があったか不明
 - 権利者が誰なのか／連絡がつくのか不明
- 権利者不明の著作物か、それより厄介

第三者権利を処理できない場合

- ・国のODは、膨大な件数

これらについて、権利処理を試みることがODの遅延要因

→利用者の自己責任としてOD化を優先
どこに誰の権利が含まれているかは不明
それを判断するのは利用者

cf: <http://data.go.jp/>

関連問題：その他の権利・法的制約

特定の利用に制限がかかる権利

- ・商標のロゴ
 - ・人の肖像
 - ・プライバシーに関わる情報
- CCライセンスではほとんど扱っていない権利
- ・個人情報
 - ・外国の国旗(原産地誤認への利用が不正競争防止法違反)
 - ・海洋情報>海図(水路業務法により、要申請)
- 権利以外の形で法律による制限がある。

※「許諾取得」で解決できる部分と、そうでない部分がある。

※アーカイブの資料を再利用する者の分の許諾までとすることは、恐らく困難

利用者側の事情

- 自己責任原則はある程度納得しているのでは
- でも詳細で信頼できるライセンス・権利情報があるとよい
- 著作権の複雑さは必ずしも理解していない
 - 権利者が複数いる場合には、資料(作品)全体としてどうなのかを伝えないと誤解リスク
- 「法律的な制約を知っている」というのは建前であって実態とはかい離している
 - 関連する法的制約がある場合、注意喚起する方が親切

対策案

- ・源流での処理(今後の対策)
 - ・文化庁長官の裁定制度の活用
 - ・根気強い権利者探し、許諾交渉
-

- ・より大きな制度改革への働きかけーそもそも作品と権利者を
つなぐデータベースがないことが根本的な問題
→著作権の登録に関するインセンティブ付けをもっとするべき。
※最近では、TPPに伴う保護期間延長について、登録を条件と
する案などもある
- ・孤児著作物のより簡易な活用を可能にする制度
登録制、アーカイブの優遇等、EUの政策も参考になる。

対策案

- 著作権法は文化の発展のためにある
その目的に資するなら、より自由な利用を認めることもありでは？
(教育、アーカイブ、実演や再利用による文化創造等)

本日の話題

1. アーカイブの意義と著作権制度
2. ライセンス等の種類について
(CCとEuropeanaからの示唆)
3. Search and Discovery 問題
(Open Educational Resourcesからの示唆)
4. 第三者権利問題の困難
(Open Dataからの示唆)
- 5. CCライセンス活用にあたってのTip**
(CCJPへのお問合せからの示唆)

CCJPへの問い合わせから

- ・「何をどう表示したらよいのか知りたい」

非常に多い質問。

→権利者側で適切な例示をすることが重要・有効。

(トラブル回避にもなる。)

- ・ライセンスを読まない人も多い模様

- ・表示義務を満たすための各種情報も、わかりやすく再掲したり、記載位置を特定しておくのがよい。

表示関連規定についての注意点

注意点: CCライセンスの表示に関する規定は、

CC-BY 2.1 日本ライセンス

CC - BY 3.0 Unportedライセンス

CC-BY 4.0 国際ライセンス

でそれぞれ少しずつ違っている。。

(著作者以外の名前の扱い、タイトルの扱い、作品のURLの扱い、そのまま記載が求められる要素の有無等。)

※おすすめは4.0だが、ほかの作品との組み合わせ利用があることを考えると、4.0国際+2.1日本など複数ライセンスでの提供が、当面はよいかも。

→最後の事例参照

まとめ

アーカイブの増大する意義

再利用可能な資源の価値が増している
(オンライン閲覧だけが可能な資源の価値も)

- ICTにより入手、加工、公表が容易に。
- 著作権保護期間延長で、PD資源が増えにくくなる可能性も
- 一般人にはまだ敷居の高い裁定制度

再利用支援のための工夫

- 探索、取引、加工と多段階のコストがある。
- 取引コストはCCライセンスの活用で抑制可能
- ライセンス情報や権利情報は、多様化を抑制
記載方法は標準化
- 第三者の権利、著作権以外の権利、そのほか
の法的制約条件なども明記できるほどよい
- 著作者名等の表示方法は例示を
- 制度改革が必要な分野もある

本資料のライセンス

本資料の再利用は2つのライセンスで可能にしています。どちらを選んで使うことも可能です。ライセンスとそれに関する情報を記します。

—————
ライセンス : CC BY 4.0. <<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>>

関連情報

作者 : 渡辺智暁

「その他クレジット表示される者として許諾者によって指定されている者」: なし

「著作権表示」: なし

本パブリック・ライセンスを参照する表示 : 上のライセンスの略称とURLを記した部分

「「無保証」を参照する表示」: なし

—————
クレジットなどの表記は、以上から、一例として次のような形が考えられます。

「作者 : 渡辺智暁 ライセンス : CC BY 4.0. <<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>> 」

あるいは、改変をした場合は、次のような形が考えられます。

「本作品は渡辺智暁のスライド資料を一部改変しています。このスライド資料には、ライセンスに関する以下の表示があります。「ライセンス : CC BY 4.0. <<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>> 」」

本資料のライセンス2

ライセンス: CC BY 2.1 日本 <<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>>

関連情報

「著作権表示」: なし

「原作者」: 渡辺智暁

「本作品のタイトル」: アーカイブ、ライセンシング、権利処理: クリエイティブ・コモンズの設計と実務面からの示唆

「許諾者が本作品に添付するよう指定したURI」: なし

「この利用許諾に関する注意書き」: 上の、ライセンスの略称とURLを記した部分

「免責条項に関する注意書き」: なし

クレジットなどの表記は、以上から、一例として次のような形が考えられます。

「渡辺智暁「アーカイブ、ライセンシング、権利処理: クリエイティブ・コモンズの設計と実務面からの示唆」ライセンス: CC BY 2.1 日本
<<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>>」

あるいは、改変をした場合は、次のような形が考えられます。

「本作品は渡辺智暁のスライド資料「アーカイブ、ライセンシング、権利処理: クリエイティブ・コモンズの設計と実務面からの示唆」を一部改変しています。このスライド資料には、ライセンスに関する以下の表示があります。「ライセンス: CC BY 2.1 日本
<<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>>」」